利 用 契 約 書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下「保護者」という。）と株式会社ＫＯＳ（以下「事業者」という。）は、事業者が＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下、「利用児童」という。）に対して提供する指定児童発達支援について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第１条

１　この契約は、利用児童がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用児童に対して児童福祉法に基づく指定児童発達支援の事業を提供することを目的とします。

（契約期間）

第２条

１　この契約の期間は、令和８年　　月　　日から令和　年　　月　　日までとします。

２　前項の契約期間満了の日に引き続き、利用児童に係る保護者の障害児通所給付費の支給決定がされたとき、その決定された期間について本契約は更新するものとします。また、それ以降の契約期間満了に伴う更新についても同様とします。ただし、契約期間満了の３０日前までに保護者から本契約を更新しない旨の申し入れがあった場合、または第１５条により本契約が解除された場合は、本契約は終了するものとします。

（個別支援計画）

第３条

１　児童発達支援管理責任者は、利用児童の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて保護者及び利用児童が希望する生活や課題を明らかにし、適切な支援内容の把握に基づく到達目標を設定し、サービス担当者会議を経て個別支援計画を作成します。

２　個別支援計画の内容について保護者及び利用児童に対し説明し、文書により同意を求めます。

３　個別支援計画作成後、６ヶ月に１回以上定期的に個別支援計画実施状況の把握を行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については保護者及び利用児童に説明をし、文書により同意を求めます。

（サービス内容）

第４条

１　事業者は、個別支援計画に基づいて、「重要事項説明書」に記載されているサービス内容を提供します。

２　サービスの提供は、事業所の児童指導員等の従事者があたります。

３　サービスの提供に当たっては利用児童の心身の状況に応じ自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行います。

４　利用児童の意思と人格を尊重し、常に利用児童の立場に立って、サービスを提供します。

５　常時サービスを利用している利用児童が、心身の状況の変化により５日以上連続して利用がなかった場合は、居宅を訪問して利用状況を確認し、月４回を限度として同意の上で支援を行います。

（利用料金）
第５条
１　事業者が利用児童に対して、障害児通所給付費対象サービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち９割が障害児通所給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領といいます）場合、利用者負担分としてサービス利用料金全体の１割の額にあたる通所利用者負担額をお支払いいただきます。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。
２　事業者は、利用児童が障害児通所給付費対象外サービス内容を受ける場合は料金を請求します。
３　事業者は、サービス利用に当たって、あらかじめ保護者に対しサービスの内容及び料金について説明を行い、保護者の同意を得ます。

（利用料の支払い方法）
第６条
１　保護者は前５条に定める利用料金を月ごとに支払います。
２　事業所は、当月の利用料金合計額の請求書を翌月１５日までに送付します。
３　保護者は、当月の利用料金の合計金額を、翌月末日までに支払います。
４　事業者は、保護者から利用料金の支払いを受け、保護者に領収書を発行します。

（説明義務）
第７条
事業者は、契約に基づく内容について、保護者及び利用児童の質問等に対して適切に説明します。

（相談及び援助）
第８条
事業者は保護者及び利用児童が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助を行います。

（安全配慮義務）
第９条
事業者は、サービスの提供にあたって、利用児童の生命、身体の安全確保に配慮するとともに、非常災害及び衛生管理等に必要な具体的な計画、連絡体制を講じています。

（緊急時の援助）
第１０条
１　事業者は、利用児童の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに協力医療機関又は保護者の指定する医療機関での診察を依頼します。
２　前項のほか、利用中に利用児童の心身の状態が変化した場合、保護者に速やかに連

絡します。

（身体拘束の禁止）

第１１条

事業者は、利用児童又は他の利用児童等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

（虐待防止のための措置）

第１２条

事業者は、利用児童に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置し、サービス提供担当者に対して虐待防止のための研修を定期に実施します。

（秘密の保持）

第１３条

１　事業者は、業務上知り得た利用児童やその家族等の秘密を保持します。

２　事業者の職員であった者について、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

３　事業者は、他の指定障害サービス事業者等に対し、利用児童に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ます。

（苦情解決）

第１４条

１　保護者及び利用児童は、事業者が提供したサービスに関して苦情がある場合、いつでも「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口及び運営適正化委員会等に苦情を申し立てることができます。

２　事業者は、苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、保護者に文書で報告します。

３　事業者は、利用児童又はその家族が苦情申し立てをした場合にこれを理由として利用児童に対し、一切の差別待遇をしません。

（契約の終了）

第１５条

１　保護者は、指定児童発達支援の利用の契約を終了する場合は３０日以上の予告期間をおいて文書で事業者に通知することによりこの契約を解除することができます。また、事業者もしくはサービス提供担当職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、保護者はただちに契約を解除することができます。

(1)　事業者もしくはサービス提供職員が正当な理由なく契約に定める障害児通所支援を実施しない場合。

（２）事業者が秘密の保持（守秘義務）に違反した場合。

（３）事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合。

（４）他の障害児が利用児童の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合。

２　事業者は、やむを得ない事情がある場合には、保護者に対し、３０日間の予告期間

を置いて理由を示した文書で通知することによりこの契約を解除することができます。但し保護者が以下の事由に該当する場合には、ただちに契約を解除することができます。

(1) 保護者が事業所に支払うべきサービスの利用料金を３ヵ月以上滞納し、期間を定め再三催告したにもかかわらず支払わない場合。

(2) 保護者又は利用児童が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。

（３）保護者又は利用児童がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合。

（４）天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合。

（５）利用児童が連続して３ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合または現に連続して３ヶ月を超えて入院した場合。

（６）利用児童が死亡した場合。

（損害賠償）

第１６条

１　事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町村及び利用者の家族などに連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。

２　事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責と帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、速やかに賠償します。

（協議事項）

第１７条

契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は児童福祉法等の関係諸法令の定めるところに従い、保護者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書１通を作成し、保護者、事業者が記名または押印の上、原本を保護者が、原本の複写を事業者がそれぞれ保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

【事業者】

事業者名　　株式会社ＫＯＳ

住　　所　　浜松市中央区高塚町１７８８番地の４１

代表者氏名　　坂本　教高

【契約者】

保護者名

住　　所

【利用児童】

氏　　名

【代理人等】

代理人名

住　　所

電話番号

続柄